

平成24年10月19日

飯舘村長  
菅野 典雄 殿

原子力災害現地対策本部長  
松宮 勲



平成24年9月24日に提出を受けました飯舘村における避難指示解除見込み時期について、インフラ復旧や除染の見通し等を検討した結果、避難指示解除見込み時期については下記のとおりとします。

記

1. 長泥行政区  
平成23年3月11日から6年
2. 比曾行政区、前田・八和木行政区、蕨平行政区  
平成23年3月11日から5年
3. 飯舘村のその他の16行政区  
平成23年3月11日から3年

以上

## 避難指示「解除見込み時期」について

1. 避難指示の「解除見込み時期」は、将来時点における避難指示の「解除」の見込みを示すものであり、「解除見込み時期」の決定をもって、避難指示が「解除」されるものではありません。
2. 避難指示の「解除」は、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染を十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえて決めていくこととなります。
3. なお、一度「解除見込み時期」を決定した場合であっても、ある程度の期間経過後に状況の変化があった場合には、決定内容の見直しを行うことも可能としています。